\bigcirc 国農財 省省、 環経厚 省省省 令第四号

行 に 食 伴 品品 \\ \ 循 環資 並 \mathcal{U} 源 に \mathcal{O} 食品 再 生利 循 環資 用 等 源 \mathcal{O} 促 \mathcal{O} 再 進 生 に 利 関 以する法語 用 等 \mathcal{O} 律 促 \mathcal{O} 進 に 部 関 を改 す る法 正する法律 律 平 成 + 平 年 成 法 + 律 九年法 第 百 律第八十三号) 十六号) 第十 九 条 0) 第 施

項、 第二 項第九 号並 び に 第三 項第四 号、 第 五 一号及び 第六号 0 規 定に . 基 づ き、 並 び に 同 法を実施 す る た め、

食 品品 循 環資 源 \mathcal{O} 再 生利 用 等 \mathcal{O} 促 進 に関する法律に基 一づく再 生利用 事 ,業 計 画 \mathcal{O} 認定に関 する省 令 . つ ー 部 を改正

す る省令を次 \mathcal{O} ように定 め る。

平成 + 九年十一 月三十 日

財 務 大 臣 額 賀 福 志 郎

厚 生 労 働 大 臣 舛 添 要

林 済 産 水 業 産 大 大 臣 臣 若林 甘 利 正 俊 明

農

経

玉 王 交通 大臣 冬柴 鐵三

食品 循 環資 源 \mathcal{O} 再 <u>'</u>生利' 用 等 \dot{O} 促 進 に関する法律 に 基 づく再生利用 事 業 計 画 \mathcal{O} 認 定 に関う する省 令 \mathcal{O} 部

を 改 正 す る 省

食 品 循 環 資 源 \mathcal{O} 再 生 利 用 等 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 法 律 に 基づ < 再 生 利 用事 業 計 画 \mathcal{O} 認定に関する省令 (平成十三

年 国農財 (林水産) (林水産) 省省省 環経厚 省省省 令第二号) 0) 部を次 \mathcal{O} ように

第 条中 「 第 + 八条第 項」 を 「第 + 九条第 項」 に 改 め、 同 条中第十一 号を第十五号とし、 同 [条第十¹

改

正

する。

中 餇 料 を 使 用 \mathcal{O} 経 験 \mathcal{O} な 1 餇 料 に 改 め、 同 号 を 同 条第 + 四号とし、 同 条 第 九号 中 肥 料 を製造 す

場 合 に あ 0 7 は 栽 培 試 験 \mathcal{O} 成 績 を 記 載 L た 書 類 を 肥 料 取 締 法 昭 和 三 十 五. 年 法 律 第 百 十 七 号) 第二

条 第二 項 に 規 定 す る普 通 肥 料 を 生 産 す る場合 に は 同 法 第 + 条 に 規 定する 登 録 証 若 L < は 仮 登 録 証 \mathcal{O} 写 L 又は

同 法 第 + 六 条 *の* 第 項 \mathcal{O} 届 出 (当該 届 出 に 係 る同 条第三 項 \mathcal{O} 届 出 を L な け れ ば な 5 な 1 場 合に あ 0 て は、

同 項 \mathcal{O} 届 出 を含 む。 を L て 1 ることを 証 す る 書 類 当 該 普 通 肥 料 を 販 売 す 、る場合は に は 同 法 第二十三条: 第

項 \mathcal{O} 届 出 **当** 該 届 出に 係 る同 条 第 二項 \mathcal{O} 届 出 をし なけ れ ば なら な į, 場 合に あ 0 7 は 同 項 \mathcal{O} 届 出を含む。

品 第四 関 をし す 循 Ś 号 ていることを証する書類」 環 資 法 か 律 源 5 第 を 昭昭 発生させ 七 号ま 和 兀 十 で を る事 五. 兀 年 業 | | | | | | 法律第百三十七号) 」 場 に改め、 か 0 繰 5 特 り下 定 げ、 肥 同号を同条第十三号とし、 餇 料等 同 条第三号 を \mathcal{O} 製造 「廃棄 中 \mathcal{O} 物 用 処 特 12 理 供 定 す 法 肥 Ś 同 餇 に改 条第八号中 施 料 設 等 め、 \mathcal{O} 製 に 改 造 同 め、 条中 \mathcal{O} 廃 用 棄物 同 12 食 号を第十二号とし、 供 の 処 品 す る 循 環 理 施 資 設」 及び 源 を 清 \bigcirc 掃 「食 に \mathcal{O}

下

12

収

運

搬

及び」

を加え、

同

号を同り

条第五号とし、

同

号

 \mathcal{O}

次に次

の二号を加え

る。

六 般 十六 な 処 る 理 廃 法 1 特 年 場 法 定 棄 律 第 厚 合 肥 物 生省令第三十 昭 に 七 を 餇 *(*) あ 条第六項 料 和 う。 等製造 0 兀 7 + は 第六条第三号に 五. \mathcal{O} 施 年 許 設に 五 法 同 号。 可 律 項 第 お \mathcal{O} (当該 許 百三十 以 下 **,** \ 可 て受け お 許 戸廃 いて同 七 を受け、 可 に係 号。 入 棄 れ 物 (T) (C) る廃 る食 処 以 理 又 下 品品 は 棄 法 に 物 廃 廃 施 循 処 該当する場合には、 環 行 棄 棄 理法 規則」 資 物 物 処 源 \mathcal{O} 第七 処 理 が という。) 理 法 及 条 般 の二第 とい 廃 び 清 棄 う。 物 掃 第二 再 に 項 生 廃 関 条 \mathcal{O} 利 す 棄 第二条 許 が 三 る 用 物 法 事 可 \mathcal{O} 業を行る 第 第 律 を受け 処 一号若、 理 施 行 項 及 なけ 19者 E び 規 清 しく 規 則 が れ 定 掃 昭 ば 廃 す に 関 な 棄 る 和 5 物 兀 す

特 定 肥 餇 料 等製造 施設に お V) て受ける 入 れる食品 循 環 資 源 が 産 一業廃 棄物 廃 棄物 処 理法 第二 一条第 四 項に

七

号の

規

定に該当し

て、

当該

食品

循

·環資!

源

 \mathcal{O}

処分を行うことができる者であることを証

す

うる書類

規 定 する産業廃棄物 をいう。 第六条第四号に お ζ) 、 て 同 に該当する場合には、 再生 利 用事業を行う

者 が 廃 棄 物 処 理 法 第 + 几 条第六項 \mathcal{O} 許 可 **当** 該 許 可 に · 係 る廃 棄物 処 理 法 第 + 应 条 の 二 一第 項 \mathcal{O} 許 可 を受

け な け れ ば なら な 1 場 合 に あ 0 て は 同 項 \mathcal{O} 許 可 を受け、 又 は 廃 棄 物 処 理 法 施 行 規 則 第 + 条 \mathcal{O}

号 \mathcal{O} 規 定 に 該当し て、 当 該 食 品品 循 環資 源 \mathcal{O} 処分を行うことができる者であることを証す うる書類

第一条第二号の次に次の二号を加える。

三 再生 利 用 事 業 に 利 用 する食品 循 環資 源 \mathcal{O} 収 集 文は 運 搬を行う者が第六条各号に適合することを証する

書類

兀 再 生 利 用事業に利用する食品循環資源 0 収集又は運 一般の用 に供する施設が第七条各号に適合すること

を証する書類

第二 一条中 「 第 + 凣 条第二 項 第 七 号 を 第 + 九 条 第二 項 第九 号」 に 改 め、 同 条 第 号中 及 び名称」 を

名 称 及 Ű 製 造 量 に 改 め、 同 条第三号中 種 類 \mathcal{O} 下 に 「及び」 量 を 加 え、 同 条 に 次 \mathcal{O} 兀 号 を 加 え る。

兀 特 定 農畜 水 産 上物等 \mathcal{O} 種 類 生 産 量 及 び当該特定農畜 水産物等を利用する食品関連事業者ごとの利用量

五. 特 定)農畜· 水 産 上物等 0 販 売 0 開 始 年 卢 日

六 特定農畜水産物等の種類ごとのその生産に使用される特定肥飼料等 (当該再生利用事業計画に従って

製造されるものに限る。)の種類及び量

七 特 定 農 畜 水 産 物 等 \mathcal{O} 種 類ごとの そ 0 生 産 に使 以用され る特 定 肥 餇 料 等 以 外 \mathcal{O} 肥 料、 餇 料 そ \mathcal{O} 他 食 品 循 環

資 源 \mathcal{O} 再 生 利 用 等 \bigcirc 促 進 に関する法律施 行令 (以下「令」という。 第二条各号に定め る製品 \mathcal{O} 種 類 及

び 量

第二条の次に次の五条を加える。

(変更に係る認定の申請)

第三条 法第二十条第一 項の変更に係る認定を受けようとする認定事業者は、 次に掲げる事項を記載 L た 申

請 書を主 務大臣に提出しなけ ħ ば ならない。 この場合にお いて、 当該変更が第 一条各号に掲げる書 類 又は

义 面 \mathcal{O} 変 更を伴うときは、 当 該 **咳更** \mathcal{O} 書 類 又 は 义 面 を 添 付 L なけ れ ば ならな))

- 認定年月日
- 氏 名又は 名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名
- 三 変更の内容

四 変更の年月日

五 変更の理由

(特定農畜水産物等)

第四 条 法第· + 九 条第 項 0 主 務省令で定め るも \mathcal{O} は、 次に掲げ げ るものとする。

一 特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物

前号に

掲

げ

、る農畜・

水産

物

を原料

又は

材料として製造され、

又は

加

工された食品であって、

当該

食品

 \mathcal{O}

原料 又 は 材 料とし て 使用 さ れ . る農 畜 水 産 物 に占) } る 前 浸号に! 掲 げ る農 畜 水 産 物 \mathcal{O} 重 量 \mathcal{O} 割 合 が 五. + . パ] セ

ント以上のもの

(特定農畜水産物等の食品関連事業者による利用量)

第五 条 法第· + 九 条第三 項 第四 号の主務省令で定めるところにより算定される量は、 付録 の算式 こによ り算定

される量とする。

(食品循環資源の収集運搬を行う者の基準)

第六条 法第十. 九 条第三項第五 号の規定による主務省令で定める基準 は、 次に掲げるとおりとする。

当該 再生利用事業に利用 する食品循環資源 \mathcal{O} 収集又は 運搬 を的確に行うに足りる知識 及び技能 を有り す

ること。

当 該 再 生 利 用 事 業 に · 利 用 する食 品 循環 資 源 \mathcal{O} 収 集 又 は 運 搬 を的 確 に、 カュ 継 続 して行うに足 ŋ る経

理的基礎を有すること。

当該 再 生利 用事 業に 利用、 する食品循環資源 が 般廃棄物に該当する場合には、 廃棄物処理法第七条第

五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

兀

当

該

再

生

利

用

事

業

に

利

用

す

る

食

品

循

環

資

源

が

産

業

廃

棄

物

に

該

当す

る場

合

に

は、

廃

棄

物

処

理

法

第

+

兀

第 項 \mathcal{O} 許 可 (当該: 許 可 に係る廃棄物 処 理法第十 -四条 の二第一 項 の許可を受けなけ ればならない 、場合に

あ 0 7 は 同 項 0 許 可 を受け、 又は 廃 棄 物 処 理法: 施 行 規 則第九 条第二号に該当して、 当該 食品 循 環資

源 \mathcal{O} 収 集 又 は 運 搬 を業として行うことが できる者であること。

五. 廃 棄 物 処 理 法 浄 .化槽: 法 (昭 和 五 + 人 年 法 律 第四十三号)又は 廃 棄 物 \mathcal{O} 処 理 及び 清 掃 に 関す る 法 律 施

行 令 (昭 和 匹 十六 年政令第三百号) 第四 条 の六に規定する法令の規定に よる不利 益 処分 (行政手 , 続法

平 成 五 年法律 第八十八号) 第二条第四号に規定する不利益処分をいう。 以下この号にお V) て同じ。 を

受け、 その不利益処分のあった日から五年を経過しない者に該当しないこと。

六 当 該 所生利! 用 事業に 利用する食品 循環資源 \mathcal{O} 収 集 又は 運搬を自ら行う者であること。

食品 循 環資 源 \mathcal{O} 収 集 運 搬 \mathcal{O} 用 に 供 いする施 設 \mathcal{O} 基 準

第七 之 条 法第· + 九 条第三 項第六 号 0 規定による主務省令で定める基準 は、 次のとおりとする。

当該 (再生利 用事業に 利用する食品循環資源が 飛散 及び流出 Ļ 並 びに悪臭が漏れるおそれ いのない

運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

積 替 施 設 を有 する 場 る合に は、 当 該 再 生 利 用 事 業 に利 用する 食品 循 環資 源 が 飛散 Ļ 流 出 Ļ 及び 地 下

に浸透し、 並 び に悪臭が発散 しない ように必要な措置を講じたものであること。

異物、 病原微生物 その 他 \mathcal{O} 食 品品 循 環資 源 の再 上生利用· 上の 危害 の原因となる物質 の混 入を防止するため

に必要な措置を講じたものであること。

兀 食 品 循 環 資 源 \mathcal{O} 腐 敗 防 止 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 温 度管理そ 0 他の品質管理を行うために必要な措置を講じたもので

あること。

附則の次に付録として次のように加える。

付録 (第五条関係)

$$(A-B) \times \{ (C \div D) \times (E \div F) \} \times 0.5$$

Α は、 当 該 再 生 利 用 事 業 計 画 12 従 9 て 農 林 漁業 者 等 が 生 産 する特 定 農 畜 水 産 物 等 \mathcal{O}

量

В は、 当 該 特 定 農 畜 水 産 物 等 \bigcirc うち、 当 該 農 林 漁 業者 等 が **当** 該 食品 関 連 事 業 者 以 外 に そ \mathcal{O} 販 確 保

ているものの量

C は、 当 該 特 定 肥 餇 料 等 \mathcal{O} 製 造 に 使用され る食品 循環資 源 のうち、 当 該 食品 関 連事業者が 排 出 す る も 0 \mathcal{O}

量

Dは、当該特定肥飼料等の製造に使用される原材料の量

Е は、 当 該 農 林 :漁業者: 等が当 該 特定 農畜-水 産 物 等 \mathcal{O} 生 産 に 使 用 する特定肥飼 料等 (当該) 再生 利用 事業計 画

に従って製造されるものに限る。)の量

F は、 当 該 特 定 農畜 水 産 物 等 \mathcal{O} 生 産 に 使 用 され る 肥 料、 餇 料 そ 0 他 令第二 条各号に定 め る 製 品 \mathcal{O} 総 量

附則

0) 省令は、 食品 循 環 資 源 0) 再生利 用等 \mathcal{O} 促進 に 関する法 律 \mathcal{O} 部を改正す んる法律 平 成 十 -九年: 法 は律第八